

令和2年10月14日

丹羽広域事務組合

管理者 鈴木 雅博 様

丹羽広域事務組合水道事業経営審議会

会長 今枝 文雄



適正な水道施設の管理・更新と経営について（答申）

令和2年5月21日丹羽広水発第158号にて諮問されましたこのことについて、
当審議会において慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

「適正な水道施設の管理・更新と経営について」

答 申 書

令和2年10月14日

丹羽広域事務組合水道事業経営審議会

丹羽広域事務組合水道事業の「適正な水道施設の管理・更新と経営について」審議した結果、以下のとおり答申する。

安心で安全な水道水を、いつまでも安定して供給するためには、施設及び管路を適時適切に更新し、合わせて耐震化も推進し、将来にわたり健全な状態を保ち続ける必要がある。また、そのために必要な財源の確保については、経費削減などの経営努力を継続的に行うとともに、企業債の発行や水道料金の適正化を図るなどして、財政基盤を強化していかなければならない。水道料金にあつては、使用者間や世代間の負担の公平性などに十分配慮し、長期的に安定した水道事業経営を実現できる適正な料金体系とすることが必要である。

第3次水道整備実施計画は、ほぼ計画通り進められているものの、平成30年度の管路の更新率は約1.0%と非常に低く、更新ペースが経年化に追い付かず、老朽管路が年々増え続けている。管路の老朽化による漏水、濁水等も度々発生していることから、老朽化を早急に改善していかなければならない。基幹管路の耐震化率は53.7%と比較的高いが、管路全体の耐震化率は16.7%と依然低く、耐震化についても更に推進していく必要がある。

給水人口は、緩やかに伸びているが、有収水量及び給水収益は、減少傾向にある。将来的には、今後の人口減少に加え、節水器具の普及、企業の自己水の有効利用等が更に進み、有収水量・給水収益も今まで以上に減少していく見込みである。平成30年度決算から営業損失が生じ、今後は、減価償却費や企業債利息の増加、給水収益の減少などにより、経営状況は悪化する見込みである。

従って、長期的な視点に立ち、水道施設を効率的且つ効果的に更新し、健全な状態を維持していくためには、その財源が必要であることから、引き続き経費削減な

どの取組みを実施していくとともに、水道料金の適正な設定など財政基盤の強化が必要である。

第4次（R3年度～R12年度）及び第5次水道整備実施計画（R13年度～R22年度）の中長期計画では、老朽化した施設及び管路の適時適切な更新、重要給水施設へ配水している施設及び管路の耐震化100%など設定した目標を着実に進め、事故などによる断水や濁水等を未然に防ぐとともに、大規模地震災害にも対応できるよう、将来にわたり健全な状態を保ち続けていただきたい。

更新にあたっては、資産ごとにしっかりと評価し、優先順位をつけ設定した更新サイクル等に基づき更新することが望ましい。また、ダウンサイジングについては、水需要に応じた口径や能力としつつ、配水場内の設備や機器の故障時など緊急時にも対応できるものを設定していただきたい。

財源確保の方法としては、企業債及び補助金等が挙げられる。企業債にあっては、将来の財政に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、業務指標などによって常に把握・管理し慎重に判断のうえ借入れ、補助金にあっては、新規補助金や採択基準の改定などに注視し可能なものは確実に申請し補助を受けていただきたい。

なお、構成町からの繰り出し金については、公営企業の独立採算制の原則から困難であると認識するが、特別の理由がある場合には可能な限り求めていくことを要望する。

そのほか、施設の統廃合による将来の維持管理費や更新費用の抑制、県水受水費削減の取組み、小電力発電システム導入による共同発電事業や水道料金以外の収入の見直し、事務改善など、財政収支改善に向けた取組みを継続的に実践するとともに、新技術の導入や創意工夫を凝らし新たな方策を打ち出していくことを期待する。また、水道事業広域化（広域連携）も積極的に検討していただきたい。

コンセッション方式（自治体が水道施設の所有権を有したまま民間企業に運営権を売却する方法）については、企業が持つ技術力やノウハウ、様々なサービス展開が期待できる一方、利益重視の高額な料金設定や適正な水道の維持管理が保持できない等の不安要素もあるため、慎重に判断することを要望する。

これらを踏まえてもなお財源が不足することは避けられず、水道料金の値上げ改定については、健全な水道事業経営にとって必要であると判断する。

水道料金の改定については、事務局の試算の一つとして、現況の資産を健全な状態に保つため（更新サイクルを考慮した試算）には、現行の水道料金からの改定率を34%以上にしなければならないことが示されたが、使用者の負担ができる限り大きくならないよう段階的に改定することが望ましいと判断する。

水道料金の改定時期としては、令和4年度に純損失が見込まれることから、令和4年度とすることが望ましいが、新型コロナウイルス感染症の経済や生活への影響を考慮し、更に一年後の令和5年度とすることは、やむを得ないと判断する。

具体的には、令和2年度第3回の審議会で示された令和5年度に改定率15%の値上げ、令和15年度に改定率15%値上げ、企業債年平均1億6,000万円とした事務局案を概ね支持するが、平成16年度以降、水道料金の改定は行われておらず、結果的に今回のように大きく値上げすることになったと言わざるを得ないので、今後は、経営戦略、水道整備実施計画、財政計画等を定期的に見直し、適正な料金設定とすることを要望する。

現在の料金体系については、口径別料金体系・逦増型従量制で、使用量が少ないランクほど単価が安価となっている。使用量の少ない使用者、特に一般家庭に配慮され、その反面、使用量の多い使用者の負担が大きくなっており、使用者の負担の公平性はできる限り見直しされるべきである。加えて、企業の自己水への切替え等の懸念が近年高まっていることから、これらを考慮すると使用量の少ないランクの

単価ほど値上げ幅が高くなる傾向となり、全体的には15%程度の改定といいつつも、結果的に使用量の少ない使用者や一般家庭への負担が大きくなるとの事務局からの説明であった。これについても理解せざるを得ないものと判断する。ただし、生活扶助受給世帯などへの水道料金の軽減措置などについては、十分に研究し検討することを要望する。

いずれにしても水道料金の改定にあっては、議会を含め慎重かつ適切な判断をお願いしたい。

また、使用者に対しても、水道事業の現状と課題、施設や管路を将来にわたり健全な状態に保つための施策などを説明するとともに、水道料金の改定については、その目的、今後の影響、事業の見通しなどについて、理解が十分に得られるよう積極的、効率的且つ効果的に情報発信していただきたい。

最後に、水道ビジョンに掲げる「いつでも どこでも いつまでも」の基本理念の下、「安全」、「強靱」、「持続」の主要施策と具体施策に基づき事業を進め、ライフラインという必要不可欠な生活基盤として、全ての使用者に対し安全で安心な水道水をいつまでも供給し続けることができるよう努力されることを強く要望し結びとする。